

令和7年第1回隠岐の島町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日 令和 7年 2月 17日

招 集 場 所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開 会 (開議) 令和 7年 2月 17日 (月) 9時 30分宣告

会議録署名議員の氏名 3番 藤野 定幸 議員 4番 齋藤 則子 議員

1. 出席議員

1番 岡 田 智 子	7番 村 上 謙 武	13番 石 田 茂 春
2番 牧 野 牧 子	8番 菊 地 政 文	14番 高 宮 陽 一
3番 藤 野 定 幸	9番 西 尾 幸太郎	15番 米 澤 壽 重
4番 齋 藤 則 子	10番 池 田 賢 治	16番 池 田 信 博
5番 山 田 浩 太	11番 安 部 大 助	
6番 大 江 寿	12番 前 田 芳 樹	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	地 域 振 興 課 長	橋 本 博 志
副 町 長	大 庭 孝 久	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
教 育 長	野 津 浩 一	建 設 課 長	田 中 文 男
総 務 課 長	宇 野 慎 一	施 設 管 理 課 長	岸 本 則 和
会 計 管 理 者	齋 藤 和 幸	危 機 管 理 室 長 補 佐	八 幡 貴 之
財 政 課 長	長 田 寿 幸	水 産 振 興 室 長	曾 我 部 一 彦
税 務 課 長	池 本 繁 樹	都 市 計 画 課 長	石 田 傑
町 民 課 長	和 田 美 由 貴	総 務 学 校 教 育 課 長	金 井 和 昭
保 健 福 祉 課 長	野 津 千 秋	社 会 教 育 課 長	中 村 恒 一
住 民 福 祉 担 当 課 長	広 江 和 彦	布 施 支 所 長	坂 本 忠
環 境 課 長	原 秀 人	五 箇 支 所 長	村 上 克 樹
エ ネ ル ギ ー 対 策 室 長	野 津 寿 天	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
商 工 観 光 課 長	藤 野 一	中 出 張 所 長	茶 山 宏
農 林 水 産 課 長	増 本 直 行	中 央 公 民 館 長	木 瀬 高 宏

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 挙 事 務 局 長 補 佐 齋 賀 千 春

1. 町長提出議案の題目

承認第 1 号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔特定空家眺海苑除却工事〕

承認第 2 号 令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について

議 第 1 号 工事請負変更契約の締結について〔令和 6 年度油井漁港（蔵田地区）防波堤工事〕

議 第 2 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.1 及びNo.5 タンク改修工事〕

議 第 3 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町立布施公民館〕

議 第 4 号 令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和 7 年第 1 回隠岐の島町議会臨時会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により3番：藤野 定幸 議員、
4番：齋藤 則子 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 決 定 の 件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日 1 日に決定いたしました。

日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第 1 号「工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔特定空家眺海苑除却工事〕」から、議第 4 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）」までの 6 件を一括して議題といたします。

日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 6 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

おはようございます。

開会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本日、令和 7 年第 1 回隠岐の島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

竹島の日記念式典が今週末に開催されます。条例制定から 20 周年となる記念の式典でもあります。

本年も隠岐地域を代表して、強く要望してまいりたいと考えてところです。この記念式典に合わせてというものではありませんが、以前から老朽化が著しかった久見漁港の竹島啓発看板の改修、修繕を計画、議会のご承認をいただいております。

以前の竹島の全体写真をリニューアルするものですが、そのデザインについて竹島対策特別委員会の皆様を中心に慎重なる審議を行ってきたところであり、先般、最終的な判断を求められたところです。

以前の「竹島帰れ、島と海」また、県の「竹島は、島の宝 我が領土」を中心に検討がなされてきたところでございますが、最終的に「返せ竹島、島と海」としたところです。

20 周年を迎える今日、地元として本当の意味での「叫び」が必要と考えたところです。竹島は言うまでもなく、「日本固有の領土」です。竹島問題を風化させることのない取り組みのためにも、20 周年を迎える今、昨今の日韓の厳しい情勢を理解したうえで、改めて地元からのメッセージとするところです。

議員の皆様におかれましては引き続き、ご理解のほどをお願い申し上げ、招集にあたってのご挨拶といたします。どうか本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、承認第1号及び承認第2号の2件につきましては、工事請負変更契約の締結及び一般会計補正予算に関する議案でありまして、地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第1号の「工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔特定空家眺海苑除却工事〕」についてであります。除却に伴う数量の変更、及び除却後の道路法面を保護する仮設土嚢^{どのお}の設置が必要となりましたことから、去る12月20日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行ったものであります。

次に、承認第2号の「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は6,922万5,000円の追加でありまして、補正後の予算額を207億1,021万5,000円といたしました。

補正の内容は、物価高騰対応重点支援給付金事業に係る経費の追加であります。

続きまして、議第1号及び議第2号の2件につきましては、工事請負変更契約の締結に関する議案であります。

はじめに、議第1号の「令和6年度 工事請負変更契約の締結について〔油井漁港(蔵田地区)防波堤工事〕」についてであります。当初予定していました島内の起重機船の確保ができなくなったため、島外の起重機船に変更したことなどにより、工事費を増額する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第2号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.1 及びNo.5 タンク改修工事〕」についてであります。タンク底板につきまして、当初は総取替を想定しておりましたが、タンク開放後の内部の肉厚検査により、部分修繕による改修が可能となったことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第3号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立布施公民館〕」につきましては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第4号の「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第9号）」についてであります。西郷港周辺整備事業におきまして、2箇年にわたる用地補償契約を締結する必要が生じたことから、債務負担行為を設定するものであります。あわせまして、指定管理者の指定に係る債務負担行為を追加するものであります。

以上、6 件の諸議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9 時 3 9 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9 時 3 9 分 ）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 9 時 5 6 分 ）

（ 本会議再開宣告 9 時 5 6 分 ）

日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

承認第 1 号議案について質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、承認第 1 号議案についての質疑を終わります。

次に、承認第 2 号議案について質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、承認第 2 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 1 号議案について質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第 1 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 2 号議案について質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第 2 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 3 号議案について質疑はございませんか。

13 番：石田 茂春 議員

○13番（石田茂春）

この名称の「わっこ」というのは、どういう理由で「わっこ」とつけたか。もう一点、年会費に金額が謳ってないけど、これは載せなくてもいいですか、定款のなかに。この二点。

○番外（中央公民館長 木瀬高宏）

まずは、一点目の名称についてですけれども、お聞きしたところ、布施の地域の中で丸い形状の物を「わっこ」と呼ぶそうでございます。それが、名称としてふさわしいということで、一般社団法人の名称となりました。

二点目の年会費の金額が記載してないといけないかという点でございますが、法人の方で法務局とともに相談されて取りまとめをされたものかと思います。今、私どもの方で、金額がいくらかということは確認がとれておりませんので、規定の中でこうして年会費、あるいは会費を取るということで社員になれるということの確認だけをとっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○13番（石田茂春）

というのは、定款の中に年会費を滞納したら脱会と謳ってますので聞いたところですね。金額はどのくらいか。

もう一点、忘れたけど、最後の方に代表理事と理事、これが逆になってへんかと思って、定款の26条で代表理事が2番目になっているが、この代表理事が上にきて、理事が下にくらへんかなと思うのですが、普通文章からいけば、違いますかね。

○番外（教育長 野津浩一）

はい。定款についてありがとうございます。

先ほど館長が説明したとおり、代表になられる方が時間をかけて法務局と相談をした結果、ここに挙がっていますので不備はないと思ってますが、一応確認はさせていただきたいと思いますので、代表の方には伝えたいと思いますが、そういった経緯を踏んで地区の人も含めて一緒に話を進めた結果の形ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○13番（石田茂春）

分かりました。

○議長（池田信博）

他にございませんか。

3番：藤野 定幸 議員

○3番（藤野 定幸）

この指定管理の指定の分には関係ないですが、ちょっとお尋ねしたいのは、事業費はどこ

から出るのかと思って。指定管理したらその後、事業費は町からこのぐらい出すとか、そういうのが前もってあるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいのですが。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

事業というのは公民館の活動事業でしょうか。（ 藤野議員「はい」の声 ）

公民館の活動事業は、昨年度ベースにそのままの額、今の活動が継続出来る額を指定管理料としてお支払いする予定としております。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

ざっくりとした額って今は分かってないのですか。また増えるとか、増えないとかあると思いますが、前年度と一緒にやということなんで。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

これも先ほど定款の後に、指定管理料の内訳の考え方、これは3月の議会で最終的に議決いただけるものでございますが、今の考え方として、これは人件費と活動費を載せたものをトータル1,671万4,000円ということで指定管理料を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（ 池 田 信 博 ）

よろしいですか。（ 藤野議員「はい」の声 ）

他にございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、議第3号議案についての質疑を終わります。

次に、議第4号議案について質疑はございませんか。

12番：前田 芳樹 議員

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

所管外で分からないので伺いたいと思います。

資料8の図面を見まして、令和6年度買収した所と令和7年度買収する所の区分がよく私は分からないもので、ちょっと概略説明をしていただけませんか。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

ご質問ありがとうございます。

図面の右側の方を見ていただきますと、「うみまち通り」という表示がしてあって、オレンジで通りの所が着色されていると思います。この中に事業用地がいくつかあるわけですが、これがどの場所かというところは個人情報もありますので、特定は出来ないように全体として着色をして表しているところです。

この「うみまち通り」では1件の方が、用地契約が令和6年度に合意が出来まして、引き続き移転補償が年度内に終わりませんので、令和7年度にかけて「債務負担行為」を行ないたいというものになります。

もう一つの「大社分院通り」、出雲大社分院の前の通りですけれども、ここも同じように通りとこの左側に三角形のような建物の表示がしてあるかと思えますけれども、これは「交流民間商業施設」になります。この施設と通りと、この2つの事業に必要な用地がございまして、これも特定するとどの建物かということになりますので、事業の用地として必要な箇所として計上しております。ここについては2件の方の用地契約の方が整っておるということですが、同じように年度内に建物の移転というのがなかなか出来ませんので、年度変わって複数年度での債務負担を設定したいということにしているところです。以上です。

○12番（前田芳樹）

そうしますと、この色分け以外の白い所がありますよね。波線の中の白い所、ここは用地買収としない対象外のエリアですかね。どうでしょうか。

○番外（都市計画課長 石田 傑）

はい、白い所は今年度、それから来年度の債務負担のところには該当しないという所になっております。今後計画によって、白い所が今後の事業用地でないかどうかということはまだ未定ですので、現段階のところで、令和6年度の用地を買収していく計画は現在この着色がされているところだという風に見ていただければと思います。

○12番（前田芳樹）

用買後の建物の解体というのは、令和7年度買収したら1年間ぐらいの間に建物を解体するでしょうね。どうですかね。

○番外（都市計画課長 石田 傑）

例えば、この施設、建物のところで申しますと、令和7年度中に建物が解体されて移転補償費が完了しますので、その後に現在の建物の取り壊しをしまして、翌年度、令和8年度に新しい施設の整備をするという計画になっております。

○12番（前田芳樹）

あと二点だけ伺いたいと思いますが、まず一つ目ですが、10年間で総額30億円の大事業だというようなことをまた聞きで聞いたんですけども、私は所管外だから事業内容が分かってないんですが、そうした時に財源の構成はどのようになっているんだろうかと思うんです。例えば、補助事業部分と自主財源負担部分、この辺の概略を教えてくださいませんか。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

先ほど前田議員、10年間で30億概算というお話ですけども、現在ホームページの方で5か年

の計画事業費の方が公表されております。「都市再生整備計画」という中に記載がされておりますけど、ちょっとはつきりとは私の頭の中に入っておりませんけれども、大体30億だという風に思っております。

これが1期ですので、令和5年度から令和9年度いっぱい計画の事業費になっております。令和6年度から令和10年度後にかけていうのはですね、第2期計画になりますので、今後計画してまた公表していくということです、そこはまだ未定ということになっております。

そして、この財源の件なんですけども、計画上の財源は補助対象経費の補助が、補助事業として認められる事業はですね、約50%と2分の1の国の手当が付くことになっております。約ですので50%ときっかりではないですけども、その他の財源につきましては補助裏につきましては「地方債」の方を充当したりだとか、事業によっては起債の充当できないものもありますので、そこは一般財源の持ち出しが必要になってこようかなということにはなりますけども、いずれにしても一年、一年変化を今しております。

というのが、官民連携という民間の事業者も一緒に伴走しながら、この事業を進めていこうということが、現実にも今、行なっております、民間の事業者の方が行なう事業が増えれば増えるほど町の方の事業が少なくなっていく、この辺のバランスが一年、一年どんどん変化してきておりますので、来年度になるとまたこの事業の財源の内訳も変わってこようかなと思っております。方向としては、民間の事業者の方がなるべく主体的に「まちづくり」に参加できるようにと官民連携を進めておりますので、また情報提供のほうに進めていきたいなという風に思っております。

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

恐れ入りますが、もう一点だけ、この事業は一大事業でご苦労もあろうかと、大変だろうと思うけど成功させるように頑張っていたきたいなと思うところですが、あと一点だけこの区域を整備したとして、人の動線からしたらこの旧中町目貫通りから杉山モータースへの区間ですね、非常に狭くていずれ拡幅すれば非常によくなろうかと思うのだけれど、将来構想はありませんか。その概略を教えてください。

○番外（ 都市計画課長 石 田 傑 ）

杉山の交差点のところまでの、池田中町線の件だと思っておりますけども、今は県道になっておりまして、島根県が管理をするところです。今のこの道路の使い方としては、歩車共存道

路の整備を一旦終えておりまして県の方で。青とか緑の色が塗ってあろうかと思いますが、車の速度をなるべく30キロ未満に抑えようということで、歩行者の安全を保とうという考えのもとに造られているところです。この「まちづくり」もですね、ターミナルの目の前から西町、港町、全体を含めた「まちづくり」に発展していきますけども、「周遊できる道づくり」というのが計画に入っておりまして、なるべく歩行者の方が安全に楽しんで歩けるという道づくりというのは今後、進めていきたいと計画しています。

ただ、前田議員がおっしゃった池田中町線については、県の方で一旦事業が完了しておりますので、歩行者の方が安全に歩きましょうという道として、そこは既に完了できたという考え方になっております。一つ補足しますと、拡幅の話も当時あったと聞いておりますけども、拡幅をすると車の速度がかえって上ってしまうという議論の中で、車道を狭くして車の速度を抑えることで、安全性に高い道にしようということでこの整備が出来たと思っております。以上です。

○議長（池田信博）

よろしいですか。（前田議員「はい」の声）

他にございませんか。

（「なし」の声を確認）

それでは、ないようですので、議第4号議案についての質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時15分）

（全員協議会開会宣告 10時15分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 11時13分）

（本会議再開宣告 11時13分）

日 程 第 6. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、承認第1号「工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔特定空家眺海苑除却工事〕」から、議第4号「令和6年度隠岐の島町一般会計補正予算（第9号）」まで6件を一括して討論に付します。

討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

最初に承認第 1 号「工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔特定空家眺海苑除却工事〕」について採決いたします。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、承認第 1 号は原案のとおり「承認」されました。

次に、承認第 2 号「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について」を採決いたします。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、承認第 2 号は原案のとおり「承認」されました。

次に、議第 1 号「工事請負変更契約の締結について〔令和 6 年度油井漁港（蔵田地区）防波堤工事〕」及び議第 2 号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.1 及びNo. 5 タンク改修工事〕」の 2 件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 1 号及び議第 2 号の 2 件は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第 3 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立布施公民館〕」について、採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 3 号は原案のとおり「可決」されました。

最後に、議第４号「令和６年度隠岐の島町一般会計補正予算（第９号）」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第４号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和７年第１回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

（ 閉 会 宣 告 １１時１６分 ）

以 下 余 白